

## あつぎ水辺ファンクラブ設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域資源である豊かで多様な水辺特性を活かし、水辺から多くのやすらぎ、交流を図るため、水辺に係る事業への指導、補助、助言及び企画等を行う会員又は団体(以下「会員」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 会の名称は、「あつぎ水辺ファンクラブ」(以下「クラブ」という。)とする。

### (登録)

第3条 会員は、次の各号のいずれかに該当する者で、本人又は団体の代表者の申出に基づき、市長の認定を得て、クラブ登録するものとする。

- (1) 水辺の生物や植物に関し、専門的な知識及び経験を有する者
- (2) 水辺の生物や植物に興味を持ち、水辺の活動に意欲を持って参加する者

### (活動内容)

第4条 会員の活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 水辺体験学習の指導、補助、企画
- (2) 水辺に係る事業への指導、助言、提案
- (3) 水辺に係る情報交換、交流
- (4) その他、市長が必要と認めた活動

### (活動日及び活動場所)

第5条 会員の活動日及び活動場所は、市長が依頼する。ただし、会員からの企画及び提案による活動は、市長に対し、申出ることができる。

### (謝礼)

第6条 謝礼は、第4条の活動内容を行った会員に対し、支払うものとし、支払額は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人会員においては、1回当たり4,400円とし、交通費等を含むものとする。
- (2) 団体会員においては、1回当たり4,400円を参加人数に乗じた額とし、交通費等を含むものとする。

### (登録の解除)

第7条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

- (1) 本人又は団体の代表者が登録解除の申出をしたとき。
- (2) その他市長が会員として不相当と認めたとき。

(庶務)

第8条 クラブに関する庶務は、河川ふれあい課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。